

文教警察企業常任委員会資料

【報告事項】

- 宮崎県立高等学校教育整備基本方針（素案）について 1
- 少人数学級編制の拡充について 4

令和3年1月21日

教 育 委 員 会

宮崎県立高等学校教育整備基本方針（素案）について

高校教育課

1 概要

社会情勢が急速に変化する中、国の教育振興基本計画、県の総合計画や教育振興基本計画等を踏まえ、令和3年度～10年度の8年間を対象とした「宮崎県立高等学校教育整備基本方針」を策定するにあたり、素案を取りまとめ、公表し、パブリック・コメントの実施により、県民等からの意見や情報、専門的な知識等を考慮した意思決定を行う。

2 これまでの経緯

平成24年3月 宮崎県立高等学校教育整備計画の策定

令和元年5月 宮崎県学校教育計画懇話会の設置

- ・懇話会 5回
- ・地区別懇話会 3地区で各2回
- ・特別支援教育部会 1回

令和2年10月 宮崎県学校教育計画懇話会「最終まとめ」の報告

3 パブリック・コメントについて

(1) 意見等の募集期間

令和3年1月22日から令和3年2月22日まで（32日間）

(2) 公表方法

① 県の広報番組等の活用

② 素案の閲覧

（閲覧場所等）

- ・県民情報センター（県庁本館1階）
- ・各県政相談室（県内各地域の総合庁舎内）
- ・県教育庁高校教育課 学校教育計画担当（県庁3号館3階）
- ・県庁ホームページ
- ・県立図書館 等

宮崎県立高等学校教育整備基本方針（素案）の概要

高校教育課

I はじめに

(1) 趣旨

変化の激しい社会情勢の中、宮崎県学校教育計画懇話会の提言等を踏まえ、令和3年度から8年間を通じて目指す本県高等学校教育の姿として「宮崎県立高等学校教育整備基本方針」を策定する。

(2) 求められる学校像

- オンライン教育と対面指導とのハイブリッドによる新しい学び、地理的制約を超えた多様かつ質の高い学び等を実現
- 持続可能な社会の形成に参画し、将来、地域社会を牽引する創り手を育成
- 社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進 など

II 本県高等学校教育を取り巻く現状

少子化の進展と地方創生における高等学校の役割

- 令和3年から令和10年までは、減少傾向から一時的に横ばい傾向となり、1万人前後で推移し、令和10年以降は、再び減少に転じると予測
- 持続的な地方創生の核としての役割の期待に対して、高校生が地元自治体や大学、企業等と協働し、地域の課題解決に取り組む教育活動を行う

III 魅力ある高等学校教育の推進

(1) 高等学校教育の質の向上

- 地域社会と協働した「探究的な学び」やSTEAM教育等の教科等横断的な学習、教育の情報化・ICT活用を推進することによる確かな学力を育む教育の充実
- 人権を尊重し豊かな心を育む教育の充実に向けた環境整備、学校の教育活動全体を通じたスポーツの推進及び学校体育教育の充実
- 地域と連携したキャリア教育や多様な人材を育む教育の推進とグローバル化に対応した人材の育成
- 主権者教育の充実、地域活動への参画やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）による地域と学校の連携・協働の推進

(2) 学科等の方向性

- 多様化する生徒の実態や社会の動向を踏まえ、全体的・総合的な視野に立ち、より一層の質的充実と魅力ある学校づくりを推進
- 新時代に向けた学科の方向性を示すにあたり、生徒の状況や保護者の思い、期待に加え、学校の歴史、現在の社会や地域の実情、また将来の社会像・地域像を踏まえた学校の社会的役割を反映

IV 活力ある高等学校教育の推進

(1) 活力ある県立高校づくりの方向性

- 生徒にとって魅力と活力のある教育環境を提供することができるかという視点と地域の持続的成長を支える人材育成の核としての役割という視点等から、全日制高等学校の望ましい規模の考え方などを総合的に検討
- 全日制高等学校については、一定の学校規模を有することが望ましいが、小規模校の教育の在り方については、学校と地域との連携を深める中で、家庭や地域の持つ教育力を生かしつつ、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境整備を充実

(2) 各地域の学びの在り方

- 各地域の中学校卒業生数の推移から、募集定員の見通しを示しているが、現時点の予測の数であり、今後の変化が見込まれるため、最終的な募集定員等については前年度に確定

少人数学級編制の拡充について

教職員課

1 これまでの取組

本県では公立小学校1年生及び2年生、公立中学校1年生において、独自の学級編制基準を設定し、当時いずれの学年も40人としていた国の標準よりも引き下げた少人数学級編制を実施している。

- 平成14年度から . . . 小学校1年生（30人学級）
- 平成16年度から . . . 小学校2年生（30人学級）
- 平成22年度から . . . 中学校1年生（35人学級）
- 令和2年度 . . . 小学校3年生又は4年生（一部学校での35人学級のモデル校を導入）

2 国の方針について

文部科学省の令和3年度予算案において、法改正により、公立小学校について学級編制の標準を5年かけて、小学2年生から学年進行で35人に計画的に引き下げていく方針が示された。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学年	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生

3 今後の方針について

(1) 学級編制基準の改訂

少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、本県の現在までの取組を継続しつつ、国の法改正に合わせ、小学校全学年における35人学級編制を段階的に実施する。

(公立小学校)

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
30人学級編制を継続		国の法改正に合わせ 35人学級編制を段階的に実施			

(2) 令和3年度においては、小学校3年生における一部学校での35人学級のモデル校数を拡充する。

(3) 国に対する要望の継続

少人数学級の拡充に伴い、教職員や教室の不足が見込まれることから、これらに対する財政的支援について、今後も国に要望していく。